

宋代「備准」文書と情報伝達：朱熹『紹熙州県釈奠儀図』 「文公潭州牒州学備准指揮」の分析から

小林, 隆道
早稲田大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25854>

出版情報：九州大学東洋史論集. 37, pp.58-92, 2009-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

宋代「備准」文書と情報伝達

— 朱熹『紹熙州県釈奠儀図』「文公潭州牒州学備准指揮」の分析から —

小林 隆道

はじめに

『朱子語類』卷一〇六、朱子三外任、南康には朱熹の文書に対する姿勢が表されている。

法。鄰県有事於鄰州、只是牒上。今却小郡与鄰大郡。便申状。非是。盖雖是大郡。却都只是列郡。只合使牒。某在南康時。吏人欲申隆興及建康。除了安撫。亦只是列郡。某都是使牒。吏初皇懼。某与之云。有法不妨。只如此去。場

これには田中謙二氏による名訳があり、以下に引用する。

法の規定では、隣りの県が隣りの州に用件があるとき（に送る文書）は、「牒上」形式でよいのに、いま、小さな郡（州、以下同じ）が隣りの大きな郡に対して「申」形式の書状を使っているのはまちがいだ。あいてが大きな郡であろうと、どちらも同じ郡なんだから、「牒」の形式を使うべきである。

わたくしが南康にいたとき、胥吏が隆興府や建康府に対して「申」の形式を採用しようとした。安撫使のところならともかく、どちらも郡なんだから、わたくしはみな「牒」の形式を使った。胥吏がはじめはびくつくので、わ

たくしはいってやった、「法規があるんだからかまわん。あくまでこういうふうにやってゆくんだ」。包揚¹この記事には宋代において文書形式が明確に規定されていたことが端的に示されている。また同時に、その運用においてはある慣習が法規以上の力をもって作用し、文書行政の現場ではむしろ規定通りに行われぬのが常態であったことも垣間見ることができよう。そして、そのような現場においても慣習に従わず、規定を厳密に適用しようとする朱熹の態度を見ることができ、非常に興味深い。

その朱熹により発給された文書の原文が現在にも伝えられている。その一つが朱熹の編纂した『紹熙州県積奠儀図』（以下、『積奠儀図』と略す）の冒頭に収録される「文公潭州牒州学備准指揮」である。原文書にあったであろう改行その他の体裁は失われてしまっている。しかし、周知の通り、伝世する宋代の原文書は稀少であるため、編纂史料となる前段階のこのような史料は当時の行政文書について研究する上で価値を有していると言えよう。

だが、この「文公潭州牒州学備准指揮」の構成は複雑で、難解である。そのためか、この文書を扱った従来の研究は管見の限り見あたらない。この分析を進めるに当り有効な手掛かりとなるのは、官司間での文書のやりとりが繰り返された結果として文中に残る形跡である。このような形跡は他の文献史料中にも散見される。例えば、上奏冒頭にその形跡が残されることにより、その文書伝達経路がわかるように書かれている。この特徴を最大限に利用した研究が平田茂樹「宋代地方政治管見―劄子、帖、牒、申状を手掛かりとして―」（『東北大学東洋史論集』一一、二〇〇七）であり、文書行政から見た地方政治の見取り図が析出されている。

その平田氏の論文中に引用されている史料でもあるが、『景定建康志』卷四一、蜀賦雑録には以下の記述がある。

江寧県、嘉定八年六月初七日、準府帖、備準尚書省劄子節文、本路安撫転運奏請、建康府城南……（中略）……五月二十九日奉聖旨依、劄付本府、已備帖江寧県遵守……（後略）

これより、平田氏は「安撫使」奏請↓①（皇帝）聖旨↓②（尚書省）劄子↓③（建康）帖↓④江寧県」という文書伝達経路を確認している。

だが、この史料中に出てくる「備準（准）」の持つ意味については未だ判然としない。「備準」は他史料にも散見され、「准」と明確に区別して使用されている。文書伝達を示す語として用いられる「准」と「備準」の違いは何なのだろうか。おそらく「備」は「写す」の意味で使われているのだろうが、この語は主に文書伝達を示す箇所にはか登場せず、それだけを見ても「備準」が文書伝達過程において具体的に何を指しているのかについて明らかにすることができない。

「文公潭州牒州学備准指揮」はその名称中に「備準」の語があり、正に「備準」した文書である。冒頭に記した通り、朱熹は文書形式に相当うるさかった。その態度がこの文書にも反映され、「備準」文書の形式を規定通り備えていると考えられる。そこで本稿では文書の形式・書式に注目して「文公潭州牒州学備准指揮」を分析し、「備準」文書の構成と特徴を明らかにする。現存する宋代の原文書が絶対的に少ないこともあり、特に官司間の行政文書に関し、厳密な文書分析は従来行われてこなかったように思われる。そのような研究状況に本稿は一石を投じたい。

また、その分析を通して析出される当時の政治状況や文書作成に際し行われた「節略」について考察を加えたい。節略問題は当時における情報伝達を規定するだけでなく、現在の我々がどれだけの情報を知りうるのかという後世への情報伝達にも大きく関わる。これは今回扱う文書だけの問題ではなく、原史料が節略された形で伝世される編纂史料がどのように編まれるのかという歴史学の根本の部分に結びつく。これらの問題を全て解決することは難しいが、今回の分析の中でその一端を明らかにしたい。

なお、『積奠儀図』の版本には叢書集成初編版と四庫全書版とがある。今回主に分析する箇所に限れば両者に大きな違いは無いが、他箇所において四庫全書版には脱落部分を確認できるため、本稿では叢書集成初編版を底本とする。また、本稿は文書行政・情報伝達という立場からこの文書を考察するため、その文書内容に記された礼制自体についての言及は必要最小限に止める。

一 『紹熙州県積奠儀図』の構成と作成経緯

「文公潭州牒州学備准指揮」は『積奠儀図』を頒布する際に潭州州司から州学へと送られた牒形式の行政文書であり、現行『積奠儀図』の冒頭に附されて伝世している。そのため、当該文書の解釈には『積奠儀図』成立過程の把握が必要となる。しかし、『家礼』や『儀礼経伝通解』という朱熹の代表的な礼書の影に隠れ、『積奠儀図』は注目されず、それに言及した研究は極めて少ない。そこで、まずは『積奠儀図』の構成と作成経緯を確認していく。

(1) 構成

四庫全書に載せられた『積奠儀図』の提要には、その構成について言及がある。それによれば、冒頭に「淳熙六年礼部指揮」「尚書省指揮」「紹熙五年牒潭州州学備准指揮」の三指揮の原文が載せられ、その次に「州県積奠文宣王儀」、次に「礼器十九図」が配置されていることを指摘している¹⁾。

ただし、『積奠儀図』中に記された指揮の名称は提要の記す指揮の名称と異なる。それぞれ順に「申請所降指揮」「淳熙編類祀祭儀式指揮」「文公潭州牒州学備准指揮」である。提要の名称はそれぞれの指揮がどの官司がいつ出したを明確にして記していると言えるが、本稿では『積奠儀図』中にある元の名称を用いることにする。

また、提要は特に言及していないが、最初の二指揮と最後の指揮の間には註が挿入されている²⁾。それには、『積奠儀図』頒布に直接関わる「文公潭州牒州学備准指揮」の前に、「申請所降指揮」「淳熙編類祀祭儀式指揮」を附した理由が記されている。それによれば、最初の二指揮によって出された礼書は朱熹の見解とのくいちがいが多くあり、それに対して朱熹は知漳州の時に条奏し知潭州の時に刪定して『積奠儀図』を完成させた。そのため最初の二指揮が出され

宋代「備准」文書と情報伝達―朱熹『紹熙州県積奠儀図』『文公潭州牒州学備准指揮』の分析から―(小林)

た時を礼典を修明した始めと位置づけ、二指揮を「潭州牒学」（この註の文中に使用される「文公潭州牒州学備准指揮」の略称。以下、この略称を用いる）の前に列したとする。

では、『積奠儀図』冒頭にこれら三指揮が附されたのはいつだったのか。礼制問題について述べる朱熹の意見を見ると、朱熹が問題としてしていることの一つに、変更を加えた理由やその根拠となる章疏・指揮を全て附載して州郡に下すべきだとする点がある¹⁾。その彼の態度を見ると、自己が編纂した『積奠儀図』頒布の際に根拠となる指揮を載せなかつたとは考えられない。「文公潭州牒州学備准指揮」という「文公」を冠した名称は当然朱熹の死後に付けられたとしても、本文自体は紹熙五年に頒布された際に添附され、また後に『積奠儀図』が刊行された際にも冒頭に附されていたと考えられる。

(2) 作成経緯

四庫提要には『積奠儀図』作成経緯についても記され、それは『朱子年譜』（以下、『年譜』と略す）を参考としたとする。それら大部分は慶元元年（一一九五）正月五日に朱熹自らが『積奠儀図』作成の本末を記した『晦庵集』巻八三「書積奠申明指揮後」に記された叙述にほぼ依拠していると考えられる。そこで、「書積奠申明指揮後」を中心に作成経緯を追い、特に冒頭に附された三指揮との関係を確認する。その際、提要が独自に設けている「初稿」「再修」「定稿」という段階を用い、便宜的に分けて考察する。

a 初稿

「書積奠申明指揮後」は欧陽脩「襄州穀城縣夫子廟記」（『文忠集』卷三九）の記載の引用から始まる。それは地方で

儀礼が規範通りに行われていない実情を伝えた部分である。この文を読んだ当初、朱熹は歐陽脩の言葉が大げさだと疑ったが、自らが州県官となり現場を実際に見てようやくその記述が誇張ではないことを知った⁽⁵⁰⁾。

この具体的年代については「書積奠申明指揮後」は記さないが、提要は朱熹の初任泉州同安県主簿の時のことと解釈している。それによれば、紹興二五年（一一五五）、泉州同安県主簿であった朱熹は州学の積奠儀礼に規範が無いのを見て『政和五礼新儀』⁽⁵¹⁾を県に求めたが、無いことが判明する。そのため、『周礼』『儀礼』『唐開元礼』といった宋以前の儀礼の書と紹興年間に発布された『紹興祀令』を相い参考して礼儀器や衣服などの図を作成し、それに説明を附して積奠儀礼に備えたという⁽⁵²⁾。提要はこれを「初稿」として『積奠儀図』の原型と見なしている。

提要及び『年譜』は、この時期から既に朱熹が『政和五礼新儀』を抛るべき典故と見なしたとされている。だが、「書積奠申明指揮後」のこの時期についての記述には『政和五礼新儀』は登場しないことに注意すべきであろう。提要及び『年譜』は、この「初稿」以降の礼制問題の展開を既に知る視点から後に焦点となる問題を紹興年間の事実に敷衍した可能性が高い。しかし、逆に言えば、ここで取り上げられた『政和五礼新儀』がこれ以降の『積奠儀図』作成経緯の鍵となることを見て取ることができよう。

b 再修

「書積奠申明指揮後」は次に淳熙六年（一一七九）と紹熙元年（一一九〇）の事情を記す⁽⁵³⁾。提要はこの時期を積奠儀礼の「再修」と位置づける⁽⁵⁴⁾。

淳熙六年、朱熹は知南康軍であったが、この時に朝廷に礼書を頒降するよう申請した。この申請は『晦庵集』巻二〇「乞頒降礼書状」として確認できる。その内容は、『政和五礼新儀』はもともと各州に印本が配られていたが、北宋末から南宋初期の兵火で多くは散失しており、州県の積奠をはじめとする儀礼は依拠する所が無いので、『政和五礼新儀』

宋代「備准」文書と情報伝達―朱熹『紹熙州県積奠儀図』『文公潭州牒州学備准指揮』の分析から―（小林）

を調べ、行うべき礼制を木刻して諸路州軍に行下することを願ったものであり、「初稿」段階における状況を踏まえたものとなっている。

そして、この朱熹の申請に対して朝廷から出された礼部符が『積奠儀図』冒頭三指揮の最初「申請所降指揮」である。その冒頭には朱熹の申と小貼子（乞領降礼書状）がほぼ全文引用されている。礼部は朱熹の申を受け、太常寺に問い合わせ『政和五礼新儀』中の関連資料をその報告とともに受ける。そうした上で礼部は南康軍（朱熹）に符を下し、それに従い施行し積奠等の儀礼に関する太常寺の照会を詳かにするよう求めている。

この「申請所降指揮」は淳熙六年八月に出されたものであるが、その二ヶ月後の一〇月には尚書省から「淳熙編類祀祭儀式指揮」が出されている。それには朝散郎権礼部侍郎兼侍講齊慶冑の筭子がまず引かれている。彼の上奏が同年一〇月一七日であったことは『宋会要』礼一四一一〇〇で確認することができる。それによれば彼の上奏に対し一〇月一九日に聖旨が下され、それを受けて翌二〇日に尚書省が礼部太常寺に対し典故を調べるよう命令を下している。そうして作成されたのが『淳熙編類祀祭儀式』（以下、『淳熙儀式』と略す）であった⁹¹。

しかし、「書積奠申明指揮後」には「其の本書自ら多く牴牾す」とあり、『淳熙儀式』には朱熹の見解とのくいちがいが多くあった。その理由は作成時に参照した制度にあったと考えられる。朱熹は『政和五礼新儀』を依るべき典故とする。一方、「淳熙編類祀祭儀式指揮」を見ると『淳熙儀式』編纂に当って参照したものには、『政和五礼新儀』の他に大中祥符に頒降された州県積奠祭器制度と元豊郊廟奉祀礼文とがある。おそらくそこに『淳熙儀式』と朱熹の見解との間に違いを生じさせた原因があったと思われる⁹²。その『淳熙儀式』の矛盾に関して朱熹は『晦庵集』巻二〇「乞増修礼書状」（淳熙七年三月）を提出するが、そこでもやはり依るべき典故として『政和五礼新儀』しか挙げていない。しかし、これに対する朝廷の対応は無かったようである。朱熹が淳熙年間に礼書を増修することを請求したが「未施行」だったと提要が記すのはこのためである。

その後、紹熙元年、朱熹は知漳州へ移るが、その地で積奠儀礼に関する数事を列挙し、その書を礼官に渡した。その

内容は『晦庵集』別集卷五「積奠申礼部檢状」に見ることができる。この朱熹の意見を巡っては、かなりの検討が加えられたようである。しかし、淳熙年間に刻された版木が既に見あたらず、後に老吏の家にあるのを得たというような状況の中で、議論はなかなか一致を見なかった。二年越しで議論がなされ、紹熙三年（一一九二）にはじめて議論が定まり、条奏して施行を申請するところまで至った。しかし、この一件をつかさどる者（おそらく礼官）が、たまたま他の官へと移ってしまい、議論して決した格は遂に下されることはなかったという。

c 定稿

「書積奠申明指揮後」は続けて、その二年後の紹熙五年（一一九四）について記す¹²。その年に朱熹は知潭州となるが、その頃に彼の弟子である詹體仁（字は元善）が太常少卿となる。それによりはじめて往年に受けた勅命を取り潭州に下したという。これがおそらく「潭州牒学」を出す以前に受けた文書（太常寺牒）であると考えられる。しかし、それらは「吏文重復繁冗にして、幾ど読む可からず」と、吏文が複雑に重複しており当時の人ですら読めなかったという。更に、孝宗が同年六月に没し、また、それを契機とした「紹熙内禪」により七月には寧宗が即位しており、大典礼のため諸州に遍く下す時間的余裕が無い状況だったようである。なお、同年七月、朱熹は趙汝愚に推薦されて行在に召され上奏を行っている。

朱熹は当時目を患っていたが、その病身をおして『積奠儀図』原稿をチェックし、複雑な箇所を削除して数条にまとめ、州案に送り州の学官に渡し、属県に符し、帥司に閱し、管轄諸州に下したという。提要ではこれが「最後の定稿」であり、即ち『積奠儀図』であると言う¹³。この州学に渡す際に発した文書が今回の分析対象となる「潭州牒学」である。

以上、提要が独自に設定した「初稿」「再修」「定稿」という段階に従って『積奠儀図』作成経緯を追った。だが、「書積奠申明指揮後」には更にその後の具体的状況も記されている。先に登場した太常少卿詹體仁が中央を去ると、太常寺は『積奠儀図』を他の州に下すことを二度としなかったという¹⁴⁾。また、「書積奠申明指揮後」の文章を書くに至った経緯も説明されている。紹熙五年に朱熹は中央で寧宗の侍講となったが二ヶ月で中央を去ってしまった。その翌年の慶元元年、長沙郡文学の邵困が『積奠儀図』を木刻して広めたい旨を伝えた。朱熹はその志を喜び、『積奠儀図』作成の本末を書き記したが、それによって、礼が変わり易く、そして廃れてしまった時の困難さは、積奠に関してだけに止まらないことを後の君子に知らしめようとしたとする。¹⁵⁾

一方、提要では理宗期以降に『積奠儀図』の内容に手が入れられて変更が加えられたことが記されている。朱熹の死後、その弟子筋の道学者たちにより内容が変更されたことは十分に考えられる。また、ここまで利用した『晦庵集』も『年譜』も、後世の道学者たちにより矛盾を隙無く埋める過程で手を加えられている可能性も否定し得ない。しかし、本稿で分析対象とするのは『積奠儀図』の内容本文ではなく、その前に附された指揮であり、提要においてもそれら指揮は原文を録しているとする。それでもなお道学諸系統の動向へ注意を払う必要があるが、この指揮に対して後世に意図的に変更が加えられたことはなかったと考え、それらは基本的に原文のまま伝わっていると見なし、以下に論を進めていく。

二 「潭州牒学」分析と文書伝達経路の再構成

本節では『積奠儀図』に附された指揮「潭州牒学」本文を文書・情報伝達の視点から分析を進めていく。だが、この指揮に引用された文書は「史文重複繁冗にして、幾ど読む可からず」と、当時の人々にも読解できなかったほど複雑・

難解である。そのような文を現代の我々が読むには相応の工夫が必要となる。そのため、既に常識とされているかもしれないが、先にその読解方法を取って確認し、意識的にそれを用いていくこととする。

(1) 「潭州牒学」読解方法

「潭州牒学」冒頭には、「准行在太常寺牒、准行在尚書礼部符、准紹熙三年八月十七日勅、中書門下省尚書省送到礼部状、准批下礼部申、勅朝散郎直宝文閣權發遣漳州軍州兼管内勸農事朱熹状……」(「図解1」①～⑧)とある。「准」+「太常寺牒」というような「准(「勅」「備准」等)」+「文書名(「官司名」+「文書形式」)」という形から、どの官司から出された何形式の文書を受け取ったのかを知ることができ、文書が潭州に伝達されるまでにどのような経路で処理されたのかをある程度確定できる。更に重要なことは、「文書名」の後に書かれた文は、基本的にその文書に記された文の引用或は節略である点である。つまり「准行在太常寺牒、准行在尚書礼部符……」内で「准行在尚書礼部符……」とある部分は太常寺牒において節略・引用された礼部符であると考えられる。この節略・引用の繰り返しが「吏文重複繁冗」と呼ばれた所以であろう。そこで、読解に際しては文章中のどこからどこまでの範囲がどの官司から出された文書なのかを確定する必要がある。

その引用範囲確定の際に有効なのが、当時の行政文書における文書形式と書式である。文書形式には文書を受け渡す機関相互の統属関係によりそれぞれ種類があった。例えば「申状」は下級官司が統属関係のある上級官司に用い、「牒」は統属関係の無い官司同士の平行文書に用い、「関」は長官を同じくする官司同士が関係ある事柄について文書をやりとりする際に用い、「帖」は州から属県への下行文書、及び同様な上司―属部間での下行文書として用い、「符」は尚書省の諸部からの下行文書(部符)及び州から所属の県に下す文書に用いる¹⁶⁾。

そして、文書形式が決まるとそれに対応する書式が決まる。これら書式のいくつかは『慶元条法事類』に載せられて

宋代「備准」文書と情報伝達―朱熹『紹熙州県積糈儀図』「文公潭州牒州学備准指揮」の分析から―(小林)

おり、参考となる。また、それら書式に用いられる定型句があり、例えば『朝野類要』では「部符」の末尾には必ず「符到奉行」の結語を用いることが説明されている^[17]。

もう一つ注意すべき点は、文章を平叙文として読むか命令文として読むかによって、どの官司が出した文書なのかが変わることであろう。例えば「牒州施行」とある場合、平叙文として「州に牒して施行す」と読めば、州に牒した官司が自らの行為を述べていることになる。一方、命令文として「州に牒して施行せよ」と読めば、州に牒すべき官司に対して述べていることになる。逆に言えば、同じ文言であっても発給する官司が変われば、平叙文として読むか、命令文として読むかわると言えるだろう。

これらの事項に注意を払いながら引用範囲を確定し、それぞれを四角の枠で囲い「潭州牒学」の構成を示したものが「図解1」である。このような図解方法は植松正氏が『元典章』を分析する方法として提示しておられ、今回その顰みに倣った^[18]。なお、「図解1」では文書構成を明確にするために太常寺牒内の最後の部分は省略してある。

(2) 部符の書式と部符引用範囲の確定

「図解1」作成に当りどのように引用範囲を確定したかについて、その全てを記すことはしないが、ここでは解釈の關鍵となり、それ故に見解が分かれるであろう「行在尚書札部符」と「行在太常寺牒」の引用範囲確定を中心に確認しておきたい。

図解1 『紹熙州県秩奠儀図』『文公潭州牒州学備准指揮』

- K ①准
- ① 念行在太常寺 准
- ② 念行在尚書禮部 准
- H ③ 中書門下省尚書省送到禮部狀 准
- H ④ 中書門下省尚書省送到禮部狀 准
- D ⑤ 批下
- C ⑥ 批下
- C ⑦ 禮部申
- ⑧ 題朝散郎直學士文閣權亮潭州軍州兼管內勸農事朱熹狀申措置禮儀事
- ⑨ 本寺今待本官所分事理逐一開項看詳項 伏乞有部備申朝廷 候令1降
- ⑩ 指揮 日下從本寺待『州県秩奠文宣王位次序儀式』改正、及備至今來申
- ⑪ 明指下臨安府陳敬、同『紹興製造札器』印造、裝背作冊、誦降之施
- ⑫ 發行、所有印版、候誦降畢日、繳送本寺收掌 申候指揮
- ⑬ 本部所題太常寺申所有繳送到『文宣王神位次序儀式』繳連在前 伏候指揮、真候批送部、逐一看詳、申尚書省
- ⑭ 本部所題、太常寺詳事理、已得允當、本部合看詳、欲從本寺已看、詳到逐項事理施
- ⑮ 行 伏候指揮
- F ⑯ 八月十七日、二省同奉
- G ⑰ 聖旨 依禮部看詳到事理施行
- ⑱ 奉勅如右 牒到奉行
- ⑳ 前批 八月十八日辰時、并『神位次序儀式』付禮部施行、仍開合屬去處、符到施行
- ㉑ 聖旨、除已牒臨安府陳敬外、所有『神位次序儀式』并『札器圖本』頭粘在前 牒州施行
- ㉒ 州司、今奉知府修撰躬親對面一詳次、下案遵守、合行備牒州学諸員、仍開撫司、遍牒諸州、頒下諸員、悉照施行
- ㉓ (中略) 朱熹の意見に対する太常寺による回答……………
- ㉔ 請詳前項太常寺牒內備坐到事理遵守、逐一施行 具狀伏申 謹牒
- ㉕ 紹熙五年八月 日牒
- ㉖ 從政郎潭州善化縣丞權推 敬 觀察推官 闕
- ㉗ 承直郎武安軍節度推官 王
- ㉘ 文林郎潭州觀察支使 王
- ㉙ 通直郎兼書武安軍節度判官序公事 連
- ㉚ 朝散郎通判潭州軍州兼管內勸農官田事 富
- ㉛ 朝奉大夫通判潭州軍州兼管內勸農官田事 林
- ㉜ 朝散郎秘閣修撰權亮進潭州兼管前湖南路安撫司公事 朱
- ② 義書集成初編版と四庫全書版の文字の異同
 - 1 「合」四庫全書では「合」
 - 2 「臨」四庫全書では「下」
 - 3 「看」義書集成初編では「有」だが、四庫全書により改む。

宋代「備准」文書と情報伝達―朱熹「紹熙州県秩奠儀図」「文公潭州牒州学備准指揮」の分析から―(小林)

図解2 『晦庵集』巻九九「社倉事目(勅令併跋語附) 勅命

- ① 行在尚書禮部 准
- ② 淳熙八年十二月二十八日勅
- ③ 中書門下省尚書省送到戶部狀 准
- ④ 淳熙八年十一月二十八日尚書省送到宣教郎直秘閣新提舉兩浙東路常
- ⑤ 平茶塩公事朱熹劄子奏「臣所居建寧府崇安縣開羅羅、有社倉一所、係
- ⑥ 昨乾道四年鄉民艱食、本府給到常平米六百石……………(中略)……………及乞款
- ⑦ 議施行、人必願從者衆、伏望聖慈詳察、特賜施行。取進……………
- ⑧ 二省同奉
- ⑨ 聖旨 令戶部看詳開奏
- ⑩ 本部今檢案『紹興重修常平免役令』……………(中略)……………仍仰提舉司類聚具
- ⑪ 申、候候朝廷指揮、奏開事
- ⑫ 十二月二十二日、二省同奉
- ⑬ 聖旨、依戶部看詳到事理施行
- ⑭ 奉勅如右、牒到奉行
- ⑮ 前批、十二月二十四日辰時、付戶部施行、仍開合屬去處、須至指揮
- ⑯ 兩浙東路提舉常平司主者、仰一依合來勅命指揮、疾速施行、仍開合屬去處、符到奉行
- ⑰ 淳熙八年十二月 日下
- ⑱ 書令史郭勳 令史顧圯 主事全安仁
- ⑳ 將作少監兼權戶部郎中兼權 押
- ㉑ 新除郎官 未上
- ㉒ 郎中
- 1「二十八日」「二十二日」の誤りか『宋史』卷三五、孝宗本紀に(淳熙八年)十二
- 日癸卯朔……………官出南庫錢二十万緡、付新浙東提舉常平朱熹振贖……………甲子、下朱熹
- 社倉法于諸路……………とある。「甲子」は二日である。ただし、この記事が②勅と③聖旨
- のいずれを指しているかが問題として残る。また、岳珂『金佗統編』卷三、吏部復
- 田宅告示に載る「隆興元年四月十三日勅」では「四月二十二日、三省同奉聖旨」
- 及び「前批、四月二十四日辰時、付吏部施行、仍開合屬去處」とあり、また同一「戶部
- 復田宅符」に載る「隆興元年七月二十九日勅」には「七月二十九日、奉聖旨」及び「前
- 批、八月一日辰時、付戶部施行、仍開合屬去處、須至指揮」とあり、勅の日付は聖旨
- を得たのと同じである。これらの例からは、②勅も③聖旨と同じの淳熙八年二月二
- 二日と推測されるが、後考を待。

図解1 『紹熙州県秩奠儀図』『文公潭州牒州学備准指揮』和訳

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

以下(以下)の文書(以下)を准じた

a 『慶元条法事類』に見える符の書式

まず、符の書式から確認する。この符式は『慶元条法事類』巻一六、文書に以下の如く載せられている。

某州

某事云云。

某処主者云云。符到奉行。

年月 日下

吏人姓名

具官(止書差遣帖式准此)書字。

冒頭にはこの文書の発給元が書される。この書式では「某州」となっているが、これは州から出す符という前提にこの書式が作成されているためである。これが部から発給された場合には「部」と変わる。次に、発給先は「某事云云」の後に改行して「某処主者」と書される。これにより形式の上では「某州↓某処主者」という経路で文書伝達が行われたことを知ることができる。

そして、先に挙げた『朝野類要』にあるように、符の定型句「符到奉行」が文末に記されている。これにより符形式で伝達されたことを知ることができる。

b 部符の実例

次に、この符式が部符に使用されている実例¹⁹⁾を、『晦庵集』巻九九「社倉事目〔勅令併跋語附〕勅命一〔図解2〕」に確認する。

まず、①に「行在尚書戸部」とこの符の発給元が書かれている。「某処主者」に対応する部分は⑩「両浙東路提举常平司主者」である。また、結語には「符到奉行」が用いられている。これらから、「勅命」と名付けられているこの文書は、正確には尚書戸部から両浙路提举常平司に発給された戸部符であることが確認できる。

また、②からはじまる「淳熙八年十二月二十八日勅」は、勅の結語に用いる「奉勅如右、牒到奉行」という定型句から、⑭までと判断できる。そして、この勅以下の文がどの官司のものであるかを確定するのに重要なのは、⑮と⑯の双方に「仍関合属去処」という語句が見えることである。もし⑮⑯が同一文書内の文章であれば、同じ命令が重複することになってしまう。つまり、⑮の部分と⑯が違う文書内の語句であることを示す。⑯は先に確認したように「両浙東路提举常平司主者」符到奉行」と符式に則った形であり戸部符の文言であることは明らかである。そうであれば、一方の⑮は戸部に伝達される以前、且つ勅の出された後に加えられた文と考えられ、「前批」とは⑬聖旨にもとづく②③⑭の「淳熙八年十二月二十八日勅」を指し、その勅の施行を戸部に求める際に書かれた文言と判断できる²⁰⁾。この部分からは「前批、○月○日○時、付○部施行」という書式が抽出される。また、その後ろに案件に応じて「仍関合属去処」や「須至指揮」という文言が付加されると考えられる²¹⁾。

宋代「備准」文書と情報伝達―朱熹『紹熙州県秩筭儀図』『文公潭州牒州学備准指揮』の分析から―（小林）

c 「潭州牒学」への適用

では、ここまで確認した各書式を「潭州牒学」（「図解1」）中の礼部符部分の確定に適用して考えてみる。まず、③に「行在尚書礼部符」とあり、ここが礼部符の開始部分である。書式と異なり「符」の字がついているのは、この礼部符を受け取った太常寺が引用する際に付加されたと考えて構わないだろう。そして④から「紹熙三年八月十七日勅」が引用されている。先の「図解2」における分析結果を踏まえれば、⑬「奉勅如右、牒到奉行」までが勅の文言であり、⑳は「前批、○月○日○時、付○部施行」「仍関合属去処」という書式に従った部分であり、勅の施行を礼部に求める際に書かれた文言と判断できる。そうであれば、㉑「符寺施行」は礼部への命令の文言として解釈しなければならない。

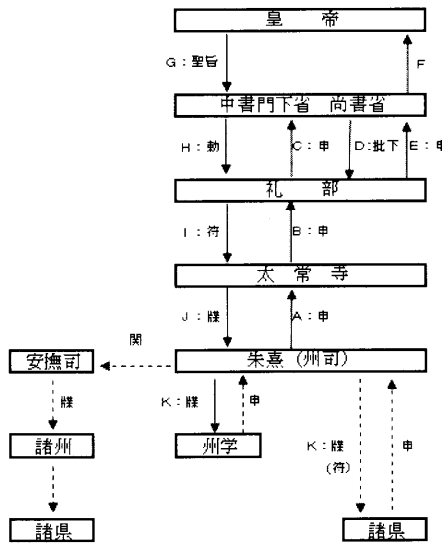
そして、それに続く㉒「当寺くく牒州施行」が礼部符本文になるだろう。「当寺（太常寺）」が符式の「某処主者」に相当し、礼部符の発給先を示していると考えられる。引用部分は基本的に書き換えが行われなかったと考えられるが、「某処主者」の部分は書式定型句ゆえに太常寺において書き換えられたのかもしれない。太常寺に伝達された礼部符には「太常寺主者」とあったが、太常寺から牒を発給する際に「当寺」と書き換え、符の結語定型句「符到奉行」をはずして命令文から平叙文とすることで、もともとは礼部符中の文を太常寺牒内の文として溶かし込んだのではないか。明確な根拠を示すことはできないが、このように解釈することにより、他の部分で太常寺の自称が「本寺」、礼部の自称が「本部」、朱熹の自称が「本官」と統一されているのに対し、この部分だけ「当寺」という語が使用されている状況を説明することができる。

そして、この部分の文章はもとは礼部符のものであるから、㉑末に「牒州施行」とあるのは太常寺に対する「州に牒して施行せよ」という命令形でまずは理解する必要があるだろう。これは礼部に伝達された文書中の㉒「符寺施行」が「寺に符し施行せよ」と命令形で理解しなければならないのと同じである。つまり、この部分はもとは下行文書であり発給先に対する命令の文言がきてっていると解釈する。その上で、それが太常寺牒内に溶かし込まれた際には「州に牒して

施行す」と平叙文となると考える。

そして、②④に「牒くく謹牒」という牒式の定型⁽²²⁾に準じた漳州の牒本文がきているため、②④直前の②・③「州司く照応施行」及び省略部分が太常寺牒の文言となるだろう。また、②④には「前項の太常寺牒内に備坐し到る事理」とある。これは、「図解1」では省略してあるが、②・③の後ろに朱熹の意見を一つ一つ挙げ、それに対して太常寺が回答する内容が三五〇〇字以上の文量をもって載せられている部分を指すだろう。この部分は太常寺の回答であるから、この点から見ても、②④直前までの部分は太常寺牒の文と考えられる。

以上、符式及びその他の文書書式を突破口として各文書の引用範囲を機械的に確定し文書構成を分析した。次にその文書構成に従って文書伝達経路を復元し、その内容を含め検討する。なお、復元した文書伝達経路は「図1」として図示し、図中のアルファベット記号は本文及び「図解1」中の記号と対応している。



〔図1〕「漳州牒学」に見える文書伝達経路

(3) 「漳州牒学」中に見える文書伝達経路

1 朱熹 [A] ↓ 太常寺

「漳州牒学」は紹熙五年八月に朱熹が知漳州の時に発した文書である。だが、その端緒は紹熙元年に知漳州であった際に中央に提出した「積奠申礼部檢状」(『晦庵集』別集卷五)にある。礼部申の中に⑧「扈朝散郎直宝文閣権発遣漳州軍州兼管内勸農事朱熹状」とあるのはそのた

めである。この朱熹の状は太常寺にもたらされた。なお、「状」は上級機構に対して意見を述べる文書である⁽²³⁾。

2 太常寺—B↓礼部

太常寺は朱熹状を受け、それを礼部に申形式で伝達している。その際、太常寺申の中に⑨「本寺今将本官所乞事理逐一開項看詳下項」とあるように、太常寺（本寺）は朱熹（本官）が願った事理を逐一取り挙げて審理している。太常寺は礼部に申し、下される指揮を待つとするが、さしあたり太常寺が『州県釈奠文宣王位次序儀式』を改正するのに従い、また現在申明されている指揮をつぶさに挙げ、臨安府に行下して版木を作成し、『紹興製造礼器図』とともに印造し、表装して冊として頒下施行し、その版木は頒降し終わつた日を待つて太常寺に送り返させ保管することにすると意見述べた上で指揮を待つとしている。

太常寺は朱熹の要請を審理結果とともに礼部に送つたが、ここで注目すべきは、礼部（省部）に対して審理結果を朝廷（中書門下省或は尚書省）に「備申」することを求めていることである。この「備申」については次の礼部での文書処理を見る際に検討する。

3 礼部—C↓朝廷（中書門下省・尚書省）—D↓礼部—E↓尚書省

太常寺の申を受け、礼部は太常寺がその申に附してきた『文宣王神位次序儀式』を朝廷への申の冒頭に置き朝廷の判断を仰いでいる（C）。ここで注目すべきは、礼部が朝廷へ文書を送つたこのような処置が、太常寺が礼部に求めた「備申」であることである。おそらく、礼部は太常寺から上がった文書（太常寺が添附してきた『文宣王神位次序儀式』を含む）をそのまま朝廷へと上げたと考えられる。

田中謙二氏が『朱子語類外任篇訳註』の中で「備牒」の項目を取り、「備」は「牒」文を写して送る（備録）こと。「直牒」に対し、所轄の上司を通じて送達される文書形式のようである。⁽²⁴⁾と解釈しているのに従えば、「備申」も「申」文を写して送ること、また、所轄の上司を通じて送達される文書形式であったと考えられ、太常寺の上司である礼部を通じて朝廷へと伝達したのである。この時、礼部としての意見は特に明記しなかったと考えられる。

礼部による朝廷への「備申」が行われた後、礼部申は朝廷に⑥「批下」され、礼部はその批が送られるのを待って、逐一審査し、尚書省に申するように命令を受ける^(D)。これを受け、礼部はここではじめて太常寺が審理した内容を逐一審査した。この審査の結果、礼部は太常寺の審理は妥当であると結論する。そして、礼部は文書（状）を再度尚書省へ申し、太常寺の審理した各項目に従って施行することを願っている^(E)。⁽²⁵⁾

4 三省（中書門下省・尚書省） — F — 皇帝 — G — 三省 — H — 礼部

礼部での審査を受け、三省（この時期は中書門下省と尚書省）は紹熙三年八月一七日に皇帝に諮ると^(F)、礼部が審査した事理に依り施行せよという^(G)聖旨を受ける^(G)。これにより礼部の審査した結果の通り、つまり礼部が認め太常寺の審理結果に従って施行することが決定される。

勅が発給されると、その勅（前批）は翌日一八日巳時に『神位次序儀式』とともに礼部に伝達し施行することになる。また同時に、関係各所に関形式で伝達し、寺（太常寺）に符を下して施行せよとの命令が下されている^(H)。

5 礼部 — I — 太常寺 — J — 州

礼部は尚書省の命令に従い太常寺に対し符を下した^(I)。その内容は、太常寺（当寺）は、既に臨安府に牒して版

宋代「備准」—文書と情報伝達—朱熹『紹熙州県秩奠儀図』「文公潭州牒州学備准指揮」の分析から—（小林）

木を作成し頒降したものは別として、件の『神位儀式』と『礼器図本』を冒頭に添附して州に牒し施行せよ、というものである。

その礼部符を受けた太常寺は、命令に従い州に牒を下す〔J〕。この太常寺牒本文は解釈し難い箇所がある。②「今奉知府修撰躬親対画一詮次、下案遵守」について、ここでは「知府修撰」が秘閣修撰知潭州である朱熹を指すと解釈しておく²⁶⁾。朱熹が自ら一条一条を吟味したものを奉じて案に下し遵守するように、となるだろうか²⁷⁾。

その州司からの伝達経路については、州学・諸県に備牒し、また安撫司に関形式で伝達して安撫司系統經由で諸州に牒し、そして諸県に頒下し施行するように求めている。州学・諸県に「備牒」することが求められており、先に確認したように「備牒」が上司を通して伝達される牒であることから、この部分の文言はやはり州学諸県の上位機構である州司への太常寺からの命令であることが再確認できる。この各箇所へ伝達する形式に関して、先述した『積奠儀図』作成経緯の確認で用いた「書積奠申明指揮後」では、「以附州案、俾移学官、符属県、且関帥司、并下巡内諸州」と州案に「附」し、州の学官に「移」し、属県に「符」し、帥司に「関」し、管轄諸州に「下」したとあり、特に属県への伝達には「符」形式を用いたとするとところが異なる点である。

6 州〔K〕↓州学（及び諸県）

太常寺牒を受け、知潭州である朱熹は州学に牒、即ち「潭州牒学」を送った。この牒文は牒式に則った形で書かれており、その牒文の前に載せられた太常寺牒内に全て書き記された事理を遵守して施行し、状を作成して申を提出するよう州学に求めている内容である。

〔図解1〕に明らかかなように、朱熹が発給した牒の本文は④「牒。請詳前項太常寺牒内備坐到事理遵守、逐一施行、具状供申。謹牒」だけである。その牒本文前の文章は全て以前に受けた文書の引用であり、牒本文後は日付と署名であ

る。牒本文は定型文に準じた形であり、且つ命令内容は何も増えていない。「潭州牒学」の大部分はこれまで受けた指揮で構成されている。これが「備准」文書の構成である。

以上、実際における文書伝達を確認したが、「潭州牒学」の文書構成と文書伝達経路が一致することがわかる。文書処理伝達過程が文書中にその痕跡を残し、文書自体がそれ自身の来歴を物語っていると言える。そして、そのことが「史文重複贅冗にして、幾ど読む可からず」とされた原因にもなっていると言えるだろう。

また、先述した通り、太常寺牒の最後部分は「図解1」では省略して記しているが、実際には朱熹の申を引きながら太常寺がそれに対して項目ごとに回答する大量の文章が記されている。この省略した部分の太常寺牒中の文言が「潭州牒学」の大部分を占めているのである。これが「備准」文書の特徴と判断できよう。この構成の特徴と先に参照した田中謙二氏の「備牒」の解釈を考慮すれば、「備准○○（文書名）」とは、もとは「准けし○○（文書名）を備す」という意味で、受けた文書のほとんどをそのまま書き写し送ることと推測できるだろう²⁸。つまり、太常寺が州に対して州学に「備牒」せよという牒を下し、州はそれに従い受け取った太常寺牒をほぼそのままの形で州に牒を下した、となるだろう。そして、おそらく「備准」の語は徐々に熟した形で使用されるようになり、その結果、文書伝達経路を示す語として史料上に現れていると考えられる。

三 情報伝達上の諸問題

前節まで『积算儀図』の作成経緯を確認し、「潭州牒学」の構成を分析しそこから文書伝達経路を復元した。しかし、そこにはいくつかの問題点が存在する。一つ目は節略の問題である。まず、各官司から出された文書がどれだけ節略さ

宋代「備准」文書と情報伝達―朱熹『紹熙州県积算儀図』「文公潭州牒州学備准指揮」の分析から―（小林）

れて引用されるのかという量の問題が挙げられる。そして、どのように節略されるのかという質の問題がある。これは「本官」「本寺」「本部」といった語句の解釈、そして実際に誰が節略するのかという問題に繋がるだろう。

二つ目は朱熹が最初に申してから「潭州牒学」が出されるまでのタイムラグである。紹熙元年に知漳州であった朱熹が状を提出し、それから二年後の紹熙三年八月一七日に勅が出され、更に二年後の紹熙五年八月に知漳州として朱熹が「潭州牒学」を出している。朱熹の申から勅が出るまでの二年間に關しては中央での審理が長引いたと考えることもできる。だが、勅が出てから朱熹が州学に牒を出すまでに更に二年もの時間がかかっているのは理解し難いし、むしろ勅が出された直後に動かなかった文書が二年も経った後に突然動き出したことの方に疑問を感じる。本節ではこれらの問題について考察する。

(1) 節略における問題

まずは節略の問題について。「潭州牒学」は各官司が発した文書を節略・引用し、その引用された文章の中にさらに他の官司の文書が節略・引用されるといふ重層的構造を持っていることを前節で明らかにした。この節略引用は情報内容がどのように、どの程度伝達されるかという問題に關わる。また、そのような情報伝達過程を経た情報がどのように編纂史料としてまとめられるかは、後世への情報伝達問題である。

そこで「潭州牒学」中の今回省略した太常寺による朱熹の意見への回答部分と編纂史料である『宋会要』の記述を比較してみる。「凶解1」④⑤⑩に「紹熙三年八月十七日勅」が引用されているが、この勅について記す『宋会要』の記事は以下のようにある。

『宋会要』 礼一六一一、 积奠

紹熙三年八月十七日、詔「太常寺将『州県积奠文宣王神位次序儀式』改正、仍備坐今来申明指揮、行下臨安府鑄板、

同『紹興製造礼器図』印行頒降。」先是臣僚言「兗国公顔回……州県多不見此指揮、往往差錯。曾參合從唐『通典』元封国作邲侯。薛公冉雍・費公閔損從『政和新儀』、閔為第一、冉雍為第二、以正『淳熙儀式』之誤。……」
まず、この紹熙三年八月一七日の詔は、当然のことかもしれないが、「図解1」⑮聖旨「依礼部看詳到事理施行」をそのまま載せていない。聖旨の内容を汲んで「紹熙三年八月十七日勅」の中でも⑨⑩の太常寺申の中に使われている文章を使い記している。

次に、この詔が出された原因が「先是臣僚言」以下に記されていることに注目する。その言が基本的には朱熹の文章を節略引用していることから「臣僚」が朱熹を指していると判断できる。しかし、問題は□で囲った部分「曾參合從唐『通典』元封国作邲侯」である。実は、この表現は朱熹申の中にはない。この部分に当る箇所を、「図解1」では省略した部分である「潭州牒字」中の太常寺牒の最後部分に探すと以下の部分になる。

一、扱申、伏観『政和五礼新儀』、閔損以下九人、並封兩字公、曾參封武城侯。『淳熙編類祭祀儀式』、閔損以下九人、並封一字公、曾參封成侯。今按『淳熙儀式』、不審是何年月增封、乞檢会行下。但『淳熙儀式』、所封公爵、皆就『通典』本国加封、其成侯曾參旧封邲伯。今恐亦合作邲侯。

本寺檢照唐『通典』曾參封邲伯。檢照『政和五礼新儀』、係加封武城侯。『淳熙儀式』又加封成侯。照得、顔子以下、並因『通典』国名加封。今合從『通典』元封国作邲侯。⁽²⁹⁾

「一、扱申……」とまず朱熹の申を取り上げ、それに対する太常寺の回答を改行して記してある。そして、□で囲った部分が先の『宋会要』の記述と重なる部分である。これを見てわかる通り、『宋会要』の「曾參合從唐『通典』元封国作邲侯」という表現は太常寺の回答部分にある。太常寺の回答は朱熹の意見を採用したものであり、確かに朱熹申も同様の内容を述べている。だが、具体的な字句レベルで見ると『宋会要』の記事は朱熹の言と太常寺の言を一緒に記していると言える。単純に考えれば、編纂史料を作成する際に太常寺牒の表現の方が節略し易かったからだろう。そして、このことが『宋会要』の記事に「朱熹」ではなく「臣僚」と記された原因かもしれない。

宋代「備准」文書と情報伝達―朱熹『紹熙州県秩奠儀図』『文公潭州牒州学備准指揮』の分析から―（小林）

だが、ここで思い至るのが「吏文重複繁冗にして、幾と読む可からず」という記述である。うがった考え方をすれば、節略した者が朱熹の言と太常寺の言とを区別し誤った可能性もあるのではないか。このことは当然推測でしかないが、このような可能性がある状況を想定することで、『朝野類要』に「部符」の結語には「符到奉行」を用いるとわざわざ記述されたことに、はじめて納得がいく。当時の人々にとつても文書構成を見抜くことは難しく、読解の手掛かりとして定型句を知る必要があり、そのために「南宋期に広く流布した辞書的筆記³⁰⁾」である『朝野類要』に定型句が記されたのではないだろうか。

(2) 実際における書写者の問題

節略の問題を考える際、受け取った文書を実際に節略書写し他官司に送る文書を作成するのは誰かという問題の考察は不可欠であろう。何故なら、どこまで内容に踏み込んで節略するのかという節略の質的問題となるからである。また、この問題は、文書中の「本官」「本寺」「本部」等の表現をどう理解し、その表現が使われる文がどの官司が出した文書の引用なのかという解釈にもつながるだろう。しかし、原文書の残存が極めて少ない宋代の史料状況を考慮すると、この書写主体の問題を論証し解決することは難しい。ただ、その解決の糸口となり得る史料は多少存在する。

前節で確認した朱熹『晦庵集』巻九九「社會事目 勅命」「凶解2」は淳熙八年一二月に出された戸部符であるが、その最後部分、年月日を記した後の⑧にこの文を書写したと思われる者の名「書令史郭繼 令史頓圮 主事全安仁」が記されている。「書令史」「令史」「主事」はともに吏名である。『宋代官制辞典』によれば、「主事」は、従八品、尚書省に隸し六人で編成され、それぞれが尚書省六房の文字を分担する。「令史」は、従八品、一四人で編成され、第一名、第二名の令史は官印を管掌し、第三名の令史は文書の開封を点検し、その他は各房の事務に当たる。「書令史」は、従八品、二回の試験に合格した者を充て、三一人で編成され、各房で文書を処置する³¹⁾。また、参考にならぬ上に立つ

尚書省都事は、北宋後期及び南宋において七人置かれているが、『宋会要』の記事によれば、都事に充てられた一年後には京官宣教郎という文官の地位が授けられたというから、尚書省に属する彼らは高級事務官といふべき存在であったであろう。ただし、地方官司において書写に当たった胥吏たちは、ここまで高級ではなかったと推測される。

このような専門の胥吏たちにより受け取った各文書が節略書写され、最後に正式の官僚がサインするだけの状態にまで文章が作成されたのだろう³²。他文書を節略して文書本文を作成するのは士大夫官僚ではなく胥吏であった。おそらく彼らはある規程に従い機械的作業として文章を節略したと考えられる。例えば、符式において定型句「某処主者」にあたる部分は、もとの文書に「太常寺主者」とあれば「当寺」と書き換えるといった規程があったのではないだろうか。そして、そのような書き換え規程を作るのに容易な書式定型句の部分を除いては、文章中にある「本寺」を「太常寺」と書き直したり、またはその逆の書き直しをすることは基本的にはなく、文章中にあるがままを書写したのではないかと推測される。つまり、「潭州牒学」中の⑨太常寺中に「本官」とあるのは、朱熹状に「本官」とあったのをそのまま書写し、その後の文書伝達過程においても、そのまま切り取られ書写された結果であろう。

(3) 文書行政と政治状況—制度と運用

第一節で『釈奠儀図』編纂経緯を見た際、勅が紹熙三年八月に下されてから、「潭州牒学」が出された紹熙五年八月まで、二年という時間の隔りがあったことを確認した。これは礼官の異動のために文書処理が止まってしまったことを理由としていた。そして、文書が再び動き出す契機となったのは、詹體仁の太常少卿就任であった。

詹體仁、字は元善。建寧浦城人、隆興元年（一一六三）の進士である。『宋史』に立てられた彼の伝³³を見ると、紹熙五年六月に孝宗が没する前に確かに太常少卿となっている。また、彼は若くして朱熹に従って学んだとされる。田中謙二氏の研究によれば、詹體仁が朱熹に師事したのは科挙合格の直後で非常に早く、また湖広総領在任中、道州に流

宋代「備准」文書と情報伝達—朱熹『紹熙州県釈奠儀図』—「文公潭州牒州学備准指揮」の分析から—（小林）

されていた蔡元定を庇護したとも推測されている³⁴⁾。このことから、彼は紹熙年間においても朱熹及び朱門関係者と強い関係を持っていたと考えられる。

詹體仁は太常少卿として中央にあった時、趙汝愚に極めて近い位置にいたらしく、所謂「紹熙内禪」の一件に一枚噛んでいる。紹熙五年六月に孝宗が没し、光宗が病によつて表に姿を現わさなくなると、趙汝愚は憲聖太后吳氏に垂簾聽政と喪事を主事してもらうことを画策し、太常少卿詹體仁と左司郎官徐誼を使い少保吳瑤にその意を伝え吳后への上奏を促し、寧宗擁立へ動いたという経緯がある³⁵⁾。

礼制と政治の問題が密に連動していた当時の状況³⁶⁾を考慮すれば、詹體仁が太常少卿として中央入りすることを契機として、紹熙五年に積奠案件文書が急に再度動き出したことは、これら中央政治動向と無関係では無かつたのではな
いか。

当時の朱熹周辺を巡る礼制関連の状況については、上山春平氏が『儀礼経伝通解』と名づけられる「礼書」の編纂が、朱子とその門人たちの共同製作の形で軌道にのりはじめたのは、紹熙五年（一一九四年、朱子六十五才）に、朱子が潭州知事として長沙に赴任したころからであった³⁷⁾と指摘している。『積奠儀図』がそれら活動の一環から出現したと見ることもできるかもしれない。朱熹は臨安に召され皇帝に進講することになると国家補助による礼書編纂の計画を立て「乞修三礼劄子」を準備したとされるが³⁸⁾、朱熹が臨安に赴いたのは紹熙五年八月であり、これは「潭州牒学」が発給された時期に該当する。

「潭州牒学」には、「図一」に一目瞭然のように、朱熹が上げた案件が皇帝まで伝達され、今度は下行文書として朱熹の元へと戻り、更にそこから州学・諸県まで降り、再度朱熹の元へ申として戻ってくるという文書伝達経路が示されている。つまり、朱熹により発せられた案件が上は皇帝、下は県に到るまで、正に天下を巡つて伝達された様子をうかがうことができる。これは地方に居しながらも天下国家を論じる自負を有する南宋士大夫官僚としても面目躍如たる所であつたらう。光宗廃位・寧宗擁立へと向う政治上の転換点で趙汝愚が詹體仁を起用したことは、小林晃氏が述べるよう

に、「当時の宰執留正・趙汝愚を中心とする政治勢力は、それまで中央から疎外されていたいわゆる道学派官僚を糾合し⁽³⁹⁾」ていた状況を背景としただろう。だが逆に、道学派官僚の立場からすれば、これは自己の学問の正統性が認められ、自分達の解釈で礼制を再構築する好機であった。朱熹は学問を世俗的な栄達のための手段とすることに對し批判的であったが、学問としての正統性が王朝権力によって認められることはまた別であったと言えるだろう⁽⁴⁰⁾。

このような「潭州牒字」と朱熹の意見に従った『積奠儀図』の頒布は、ひよっとしたら道学諸派の勝利を宣言するものとなったかもしれない。しかし、寧宗の侍講であった朱熹は紹熙五年閏一〇月の内に韓侂胄により中央を追われ、また後に「慶元偽学の禁」に遭うことは、周知の如くである。『積奠儀図』を刊行したい旨を邵困が朱熹に告げ、朱熹がそれにこたえて「書積奠申明指揮後」を記したのが慶元元年であった。『積奠儀図』が邵困により刊行されたのは、その後数年以内だっただろう。その時期に刊行された『積奠儀図』の冒頭に「潭州牒字」を附した背景には、『積奠儀図』の来歴を物語る必要がある状況があったのだろう。即ち、「慶元偽学の禁」という朱門不遇の時代において、朱熹が編纂した礼書が天下に通行した様を示す「潭州牒字」を提示し、自分達の学問こそが正統であることを主張する意図もあったのかもしれない。

いずれにせよ、紹熙五年に文書が再び動き出した背景には当時の政治状況とそれにとまなう詹體仁の太常少卿就任という人事異動があったのであり、朱熹を巡る個人的な繋がりによって太常寺牒が潭州へともたらされたと言える。第一節で確認したように、太常少卿詹體仁が中央を去ると太常寺は『積奠儀図』を他の州に下すことを二度としなかったが、それもこの状況を裏付けるだろう。これらの状況を考えると、おそらく、潭州が受けた太常寺牒は全国州軍に對して発給されたものではなく、潭州にのみ発給されたのではないだろうか⁽⁴¹⁾。

おわりに

文書伝達経路を表した「図1」を見ると、一見、文書伝達が極めてシステマティックに動いていたように見える。しかし、第三節において「潭州牒学」発給（或は『积奠儀図』頒布）を巡る状況を確認したように、実際には当時の人事問題及びその背景にある政治動向が大きく影響し、文書伝達を障害・促進する要因となっている。このことは制度と運用の問題について極めて示唆に富んでいる。制度的手続きを踏む文書ですら、政治状況がからむにせよ個人的な繋がりによって発給され、また時に発給されなくなるといふ事実は、文書行政研究或は制度研究に対し、制度と運用という問題を視野に入れた個別具体的な検討を必要に迫ると思われる¹²⁾。

また、本稿は原文と編纂史料の比較を行い、後世に対する情報伝達という問題を確認した。本稿で扱った事例はその問題の一部ではないが、我々が用いる編纂史料の特質を幾分か垣間見ることができたように思う。中国史に特徴的である記述の重層性は、時に読む者を混乱させるが、この問題を常に念頭におくことで逆に新たな知見を開くことが可能となると考えられる。これは歴史学にとって常識であり、贅言する必要も無いかもしれないが、新出史料、そして原文書が稀少である宋代史研究にとつて、再度確認すべき問題であろう。

「潭州牒学」は各官司の発した各文書が節略引用される重層構造を持っており、その文書構成は文書伝達経路と一致した。そして、「潭州牒学」の構成中、太常寺牒における朱熹申への回答部分が大部分を占めていたことから考えて、「備准」とは送られてきた文書内容をほぼそのまま書写して送ることであることを明らかにし、「備牒」をもとにした田中謙二氏の説を実例で確認した。

一般的に下行文書の際に内容について独自の判断・命令を下すことは難しいだろう。だが、特に「備准」の場合は文書内容の全くの「転送」となり、独自の判断・命令性は極めて薄くなると考えられよう。「潭州牒学」から読みとれる文書伝達経路は「図1」に示した通りであるが、同じ上行文書、或は下行文書であっても、それらは決して等質のもの

ではなく、各段階において判断や命令性に濃淡がつくことになる。それが「備准」の語に端的に記されていると言える。このことは、どの官司が何をどこまで独自に判断・命令できる裁量権を有しているのかという統治構造に直結するだろう。

この「備准」の語の使用は圧倒的に南宋に集中している。それは北宋・南宋の統治構造の差異に由来するものなのだろうか。北宋と南宋との違いという点では、文書伝達経路に関しても他に事例を挙げることができる。今回の分析では安撫司經由による諸州、そして諸県へと至る『積奠儀図』頒布の経路が確認できたが、その経路は次に挙げる『宋会要』輿服四—二二に確認できる北宋末の状況と少し異なる。

政和七年六月二十四日、詔すらく「天下州県の歳ごとに祭る社稷・雷雨・風師及び積奠文宣王、冠服悉く其の旧に循り、形制詭異にして、在処に同じからず。礼制局に令し様を造り、転運司に頒下せしめ、本司に令して制造せしめ、諸州に下し、州は県に下すべし。衣服不二にして、以て其の民を斉うるに庶し」と。¹³⁾

北宋末の政和七年(一一一七)に出された詔によれば、州県の社稷・雷雨・風師を祭る儀式や積奠文宣王の儀式において、服装は旧来からの慣習に依っているだけで、その形式は奇異であり、場所によっても異なることが問題となっている。そこで、礼制局に様式を定めさせ、路の転運司に頒下して制造させ、諸州へ下し、州から諸県へと下すよう指示が出されている¹⁴⁾。

積奠礼全体とその一部の服装規定という違いはあるものの、州県に伝達する際に路の転運司を經由させるか安撫司を經由させるかという選択の違いは何に起因するものなのか。今回確認した安撫司經由の経路を選択した理由には、単に朱熹がたまたま安撫司を兼任していたからということも十分に考えられる。だが、これが北宋と南宋の統治構造の差異であるならば、文書伝達過程中に「備准」を必要とする南宋の統治構造とは一体どのようなものであったのか。これらの問題は本稿では扱いきれないが、「備准」とともに、行論中に幾度か出てきた「備申」と「備牒」という文書伝達形式を突破口として当時の統治構造を考察できるのではないかと筆者は考えている。

また、「潭州牒学」は『积奠儀図』の来歴を物語るものであり、その構成が有する重層構造は文書伝達過程中に形成されたものであった。そして、その重層構造は「潭州牒学」自体の来歴を物語っている。そこに記された来歴は文書の伝達・処理という手続きを制度内で経た証であり、それこそが文書の権威を保証したと考えられるのではないか。これらに関する考察は今後の課題としたい。

註

- (1) 田中謙二『朱子語類外任篇訳註』（汲古書院、一九九四）三九―四〇頁を参照。
- (2) 『积奠儀図』四庫提要「書首載「淳熙六年礼部指揮」一通、「尚書省指揮」一通、次「紹熙五年牒潭州州学備准指揮」一通、皆具録原文。次「州県积奠文宣王儀」、次「礼器十九図」。
- (3) 『积奠儀図』「申請所降指揮」一「淳熙編類祀祭儀式指揮」二指揮の後に附された註「謹按、二項指揮、有関于礼典、誠非細故。其申請所降指揮、盖文公先生守南康日、申請檢会『政和五礼新儀』及取州県礼制、編次成書、頒下四方。雖先生繼以其書多牴牾、復於臨漳条奏、長沙刪定、然此要為修明礼典之始也。故列于「潭州牒学」之首、庶有攷焉。若所頒大中祥符器制・元豊礼文、先生不取、則不載云。
- (4) 一例を挙げれば、『晦庵集』別集卷五「积奠申礼部檢状」には「一、积奠儀旧本「鄒国公」下並有「舒王」字、今已刪去、而不著其所以然者、亦与旧本牴牾。将来如蒙別行鏤板、即乞檢会靖康年中罷王安石配享先聖章疏指揮、並行附載、仍下州郡、並將旧批鑿。」とある。
- (5) 『晦庵集』卷八三「書积奠申明指揮後」「歐陽公言、古礼今皆廢失、州県幸有社稷积奠風雨雷師之際、民猶得以識先王之礼、而吏多不習、至其臨事、举多不中、而色不莊、使民無所瞻仰、見者怠焉。喜始説之、每疑其言之過、及仕州県、身親見之、而後知公之不妥也。」

(6) 『政和五札新儀』については、小島毅「宋代の国家祭祀——『政和五札新義』の特徴——」（池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二）、吾妻重二『朱熹『家礼』の版本と思想に関する実証的研究』（平成十二年度く平成十四年度科学研究費補助金 基盤（C）（2）研究成果報告書 課題番号一二六一〇〇一七）「第二章 宋代の家廟と祖先祭祀」中の「一 宋代の家廟制度」を参照。

(7) 『積奠儀図』四庫提要「紹興二十五年乙亥、官同安主簿、以県学積奠旧例、止以人吏行事、求『政和五札新儀』於県無之。乃取『周礼』『儀礼』『唐開元礼』『紹興祀令』更相参考、画成礼儀器用衣服等図、訓积弁明、織微必備。此积奠礼之初稿也。」なお『年譜』の記述は提要と多少の異同はあるがほぼ同内容である。ただし、「初稿」という段階に分けてはいない。また、最後に「俾執事、学生朝夕觀覽、臨事無舛。」との一文がある。

(8) 「書積奠申明指揮後」「淳熙己亥、初守南康、嘗一言之、朝廷為取『政和新儀』、鏤板頒下。而其本書自多牴牾、復以告焉、則莫之省矣。紹熙庚戌、復自臨漳列上積奠數事、且移書礼官督趣、乃得頗為討究、則淳熙所鏤之版已不復存、百計索之、然後得諸老吏之家。又以議論不一、越再歲乃能定議、条奏得請施行。而主其事者、適徙他官、因格不下。」

(9) 『積奠儀図』四庫提要「淳熙六年己亥、差知南康軍、奏請頒降礼書、又請增修礼書事、未施行。紹興（熙の誤り）元年庚戌、改知漳州、復列上積奠礼儀數事、且移書礼官、乃得頗為討究。時淳熙所鏤之板、已不復存、後乃得於老吏之家。又以議論不一、越再歲始能定議。而主其事者、適徙他官、遂格不下。此积奠礼之再修也。」

(10) 『宋会要』礼一四一一〇〇

(11) 依るべき典故を焦点として朱熹の見解と『淳熙儀式』が異なっていたことは、前掲註(3)に「若所頒大中祥符器制・元豊礼文、先生不取、則不載云」と記されていることにも表され、朱熹が『政和五札新儀』に非常に拘っていたことがわかる。大中祥符や元豊年間の礼制をも参考する『淳熙儀式』は、朱熹には受け入れがたいものであったのだろう。

(12) 「書積奠申明指揮後」「及又再歲而熹守長沙、則前博士詹體仁還為少卿、始復取往年所被救命、下之本郡。然史文重復繁冗、幾不可誦。且曰『屬有大典礼、未遑偏下諸州也』、既而熹亦召還奏事、行有日矣。又適病目、不能省文書、顧念茲事得請之難、而

宋代「備准」文書と情報伝達——朱熹『紹熙州県積奠儀図』「文公潭州滕州学備准指揮」の分析から——（小林）

今所下書乃如此。又度其必不能繼下諸州、若不亟疏理、而明布宣之、是為已得請於上、而復重見格於下也。且自我請之自我尼之不可。於是力疾躬為鈎校、刪剔猥釀、定為數条、以附州案、俾移學官、符屬県、且闕帥司、并下巡内諸州。」

- (13) 『釈奠儀図』四庫提要「紹興（熙の誤り）五年甲寅、除知漳（潭の誤り）州、会前太常博士詹元善還為太常少卿、始復取往年所被勅命、下之本郡、吏文繁複、幾不可読。且曰、属有大典礼、未遑徧下諸州。時諸（朱の誤り）子方召還奏事。又適病目、乃力疾鈎校、刪剔猥雜、定為四条、以附州案、俾移學官。是為最後之定稿、即此本也。」

- (14) 「書釈奠申明指揮後」 「僅畢而行、則聞詹卿補外、而奉常果不復下其書他州矣。熹到闕亦不能兩月而帰。」

- (15) 「書釈奠申明指揮後」 「明年長沙郡文學邵困乃以書來曰『以公之拳拳於此也。謹已録木而広其伝矣。』熹嘉其志、因為敘其本末、以視後之君子、使知夫礼之易廢、事之難成類如此、不止釈奠一端而已也。慶元元年、歳在乙卯、正月五日、朝請郎朱熹、謹書。」

- (16) 龔延明編著『宋代官制辞典』（一九九七、中華書局）及び平田茂樹「宋代地方政治管見―劄子、帖、牒、申状を手掛かりとして―」（『東北大学東洋史論集』一一、二〇〇七）を参照。

- (17) 『朝野類要』卷四、文書、部符「六部行符、即省劄之義。其未必曰、符到奉行。」

- (18) 植松正「元典章文書分析法」（森田憲司編『一三、一四世紀東アジア史料通信』二、二〇〇四）及び同「元典章文書図解説」（『元代之法制』研究班『元典章 礼部』校定と訳注（一）―礼制―（朝賀進表 迎送）』『東方学報』八一、二〇〇七）を参照。

- (19) 「部符」文書が原文書として残っていないために、本稿では文集に収められている部符の実例を用いた。だが、筆者は石刻史料として残された宋代部符を二〇〇八年八月に実見し、それを「準文書」として扱い、『慶元条法事類』に載せられた符式と比較検討し「宋元交替期の宋代文書―蘇州玄妙観―天慶観甲乙部符公批」所刻宋元公文書の検討―（九州大学大学院人文科学府・比較社会文化学府・歴史学拠点コース主催国際ワークショップ「前近代東アジア文書の比較的研究」二〇〇八年一月二〇日、於九州大学）にて報告した。これについては別稿を用意し論じる予定である。

- (20) これについて、『金佖統編』卷一六に載せられた「賜諡告詞」「賜諡吏部牒」が参考となる。ともに岳飛に「忠武」の諡を賜う際に発給された文書である。「賜諡告詞」は勅そのものであり、「勅」からはじまり「奉勅如右、牒到奉行」で終わる。一方、「賜

諭吏部牒」は尚書吏部牒であり、「賜諭告詞」に記された勅が引かれた直後に「前批、五月空日空時、付吏部施行、仍関合属去処、須至公文」がきており、その後に牒式に則った「牒。請證会。謹牒」の文が記され終わる。また、「[図解2]」②「淳熙八年十二月二十八日勅」の日付と⑤「前批、十二月二十四日辰時……」の日付の齟齬に関しては「[図解2]」註1を参照。

(21) 「須至指揮」の表現は「須至」＋「文書名」という後代に見られる文書結句表現に準じており、実際にそこが文書の区切りとなっている。おそらく、宋代でのこの句の使用が後世の文書形式に影響を与えたと考えられるが、確証は無く後考を待つ。また、「指揮」は元代では文書名であるが、宋代で使用される際には一般的な命令の意味で使用されることが多いように思われる。

(22) 『慶元条法事類』卷一六、文書。

(23) 状の書式は前掲註(22)を参照。

(24) 田中謙二『朱子語類外任篇訳註』(汲古書院、一九九四)五七頁、「備牒」の項。

(25) 「[図解1]」⑤「中書門下省尚書省送到礼部状」の箇所は「中書門下省尚書省が送り到了た礼部状」と解釈する。現代中国語的解釈であれば「中書門下省尚書省が礼部に送り到了た状」となるかもしれない。その解釈を採らないのは、「状」が上行文書であることと、この部分が礼部の意見を記す文書であることを根拠とする。更に、「[図解2]」③「中書門下省尚書省送到戸部状」の部分の文書がやはり戸部の意見であることがその解釈を補強するだろう。

(26) 「知府修撰」を秘閣修撰知潭州、即ち朱熹のことと解釈したが、多くの問題が残る。まず、「修撰」という簡称は集賢殿修撰、史館修撰、実録院修撰に用いられ、秘閣修撰の一般的に使用される簡称は「秘撰」とされる(『宋代官制辞典』一四八・一五〇・二五八頁)。次に、朱熹は知潭州であつて知府ではない。これに関しては潭州は府ではないが荆湖南路の首州であり知潭州は安撫使を兼任するため、潭州を府相当と見なしたと考えることはできるかもしれない。また、「[図解1]」⑪に臨安府が登場することから「知府」が知臨安府を指すとも考えられる。だが、臨安府が開わるのは近年降下された指揮の鏤板作成及び頒降であり、それらは『積奠儀図』頒降にあたり「[図解1]」⑫「除已牒臨安府鏤板頒降外」と除外されているため、「知府」は知臨安府の解釈は採らなかつた。

宋代「備准」文書と情報伝達―朱熹『紹熙州県積奠儀図』(文公潭州滕州学備准指揮)の分析から―(小林)

(27) 先に書式から分析を進め②③の部分で太常寺牒と判断した。それに従って内容を解釈したが、太常寺から州司への命令中に、州司の長官である朱熹を「知府修撰」と呼ぶことにはやはり違和感が残る。これについて未だ判然としないが、以下のように解釈できるのではないか。先述した礼部符の分析において、「太常寺主者」の語が書き換えられ、符式定型句「符到奉行」が取られることで、もともとは礼部符の文を太常寺牒内の文に溶け込ませたことを推測した。それと同様に、太常寺牒の文を州司が書き換えて州司牒内の文に溶け込ませた結果、朱熹が「知府修撰」と表現されたのではないだろうか。ただし、この部分については後考を待つ。

(28) これについては他の用例を整理する必要があるが、ここでは北宋代の原文書である『黒水城文書』における「備准」の使用を紹介しておく。

『黒水城文獻』「宋北西辺境軍政文書」文書番号九八（孟黒録三二六一六一）「建炎五年正月二十三日牒」〔今〕備准／（経）略使衙筭子在前、候到請詳前／□。前会合軍馬入援、所及／□書内指揮事理、照会施行。訖（希）／□文回示。謹牒（□は文字が切れ判別不能な文字。へ）は文字が切れ判別不能であるが推測可能な文字。（）は判別し難いが推測可能な文字。）

(29) 四庫全書版では朱熹申の「不審は何年月増封、乞検査行下。但『淳熙儀式』の部分」が抜けており、また、「武城侯」を「武成侯」としている。

(30) 王瑞来点校、唐宋史料筆記叢刊『朝野類要（附朝野類要研究）』（中華書局、二〇〇七）、一頁、王瑞来氏による「前言」を参照。

(31) 『宋代官制辞典』一八四頁を参照。なお、『宋会要』職官三二・三三・四三、『職源』官品に記述あり。

(32) 一例として『黒水城文獻』「宋北西辺境軍政文書」文書番号七七（孟黒録三一六一一八（二））「宣和七年十一月杜肇李成申第柒将状」が挙げられ、「從義郎權金湯城兵馬監押杜」と「肇」、「武徳郎知金湯城李」と「成」の筆跡は明らかに異なる。

(33) 『宋史』卷三九三、詹體仁伝「詹體仁字元善、建寧浦城人。……體仁登隆興元年進士第、調饒州浮梁尉。……光宗即位、提挙浙西常平、除戸部員外郎湖広総領、就升司農少卿。……除太常少卿、陞对、首陳父子至恩之説、……孝宗崩、體仁率同列抗疏、請駕詣重華宮親臨祥祭、辞意懇切。時趙汝愚將定大策、外庭無預謀者、密令體仁及左司郎官徐誼達意少保吳玘、請憲聖太后垂簾為

援立計。寧宗登極、天下晏然、體仁与諸賢密贊汝愚之力也。……」

(34) 田中謙二「朱門弟子師事年攷」『田中謙二著作集』第三卷（汲古書院、二〇〇二）二二六―二二七頁を参照。

(35) 前掲『宋史』詹體仁伝、及び肖建新「南宋紹熙内禪鈎沉」『安徽師範大学学报（人文社会科学版）』三〇一六、二〇〇二）七一―七六頁を参照。

(36) 南宋における礼制と政治の関係について、近藤一成「南宋初期の王安石評価について」『東洋史研究』三八―三、一九七九）が従祀問題として取り上げており参考となる。また、吾妻重二『朱子学の新研究』（創文社、二〇〇四）「第二章 朱熹の中央権力批判」によれば、紹熙五年に朱熹が中央入りした後には禱廟問題で趙汝愚と対立し、その関係に強い亀裂を生じさせ、その後の政治状況に影響を及ぼしている。

(37) 上山春平「朱子の『家礼』と『儀礼経伝通解』」『東方学報』五四、一九八二）二四五頁を参照。

(38) 前掲上山論文、二四五―二四六頁を参照。

(39) 小林晃「南宋中期における韓侂胄専権の確立過程―寧宗即位（一一九四年）直後の政治抗争を中心として―」『史学雑誌』一一五―八、二〇〇六）三五頁を参照。

(40) 土田健次郎「道統論再考」『鎌田茂雄博士還暦記念論集…中国の仏教と文化』大蔵出版、一九八八）六一―九頁に「朱熹の一生の営為は、おそらく士大夫たちを引きつけながら一面で宗教結社性を云々されるようなある種の胡乱さが感じられていた道学に、士大夫社会の中での安定した市民権をあたえることであつた。……（中略）……道学表彰は、自分の生の存立の根拠の証しでもあつた。」と述べられている。

(41) 『宋史』卷四〇八、吳昌裔伝には「調眉州教授。……祠周惇頤及顯・頤・載・熹、掲白鹿洞学規、做潭州积奠儀、簿正祭器、士習丕変。」とある。「潭州积奠儀」とは『积奠儀図』に従つた儀礼と考えられ、『积奠儀図』が潭州でのみ通行していたことが推測される。

(42) 近年発表された参考となる論文に、清水浩一郎「南宋告身の文書形式について」『歴史』一〇九、二〇〇七）があり、南宋に

宋代「備准」文書と情報伝達―朱熹『紹熙州具积奠儀図』『文公潭州滕州学備准指揮』の分析から―（小林）

おける告身を題材にそれぞれの文書への署名者を一人一人確定している。

(43) 『宋会要』輿服四―二二「政和七年六月二十四日、詔、天下州県歳祭社稷・雷雨・風師及积奠文宣王、冠服悉循其旧、形制詭異、在処不同。可令礼制局造様、頒下転運司、令本司制造、下諸州、州下県。庶衣服不二、以斉其民。」

(44) 『政和五礼新儀』が政和三年(一一一三)に既に頒布されている。しかし、同書卷一二六、吉礼に「州県积奠文宣王儀」が載せられるも、そこに細かい服装規定は確認できない。おそらくそれがこの詔が出された原因であろう。

【付記】本稿は、平成二〇年度文部科学省特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成―寧波を焦点とする学際的創成―」…前近代中国の中央・地方・海外を結ぶ官僚システム(代表…平田茂樹)の研究成果の一部であり、二〇〇八年七月一九日に大阪市立大学で開催された第一二回宋代史談話会及び同年七月二九日―八月一日に中国雲南大学で開催された国際宋代研討会暨中国宋史研究会第一三届年会において発表した「朱熹「文公潭州牒州学備准指揮」分析―宋代文書行政上諸問題初探―」にもとづく。席上において先生方より多くの有意義なご意見をいただいた。また、北京大学博士生である張禕氏との意見交換でも貴重なご指摘をいただいた。ここに特に記して、謝意を表したい。